


提出 順番	No. 3	平成 24 年 9 月 3 日 午前・午後 10 時 00 分受領
----------	----------	--------------------------------------

平成 24 年 9 月 3 日

幕別町議会議長 古川 稔 様

幕別町議会議員 3.じゆら 孟 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
<p>一人暮らしの高齢者の生活を守る成年後見制度の活用を。</p>	<p>本制度は独国の世話法と英国の持続的代理権授与法を参考にして2000年4月に旧来の禁治産制度にかわって設けられ、権利擁護制度として介護保険法と同時に開始されました。認知症などで判断能力が不十分な人を保護するために援助してくれる人を裁判所に選んでもらう。これにより自分一人では、困難な不動産や預貯金、年金の管理や各種契約が安全に行えるようになります。しかし一説には本制度の潜在的需要は人口の約1%といわれますが実際の利用数は平成20年までの累積で17万件程度であり、周知されているとは、いいがたく難解な法律知識などが邪魔していることもあるが、町民にとってなじみにくいものとなっています。今年8月に厚生省は認知症高齢者は推計305万人になったと発表した、予想を上回る速さで増加して、超高齢社会を迎えることになり、高齢者の生活の安全を維持するための制度として理解をしてもらう必要がある。今までの利用は少ないが、これからの10年先をみすえたならば、私達すべてに認知症や障害者になる可能性があります。そんなときに気楽に、難しくなく利用できる制度になるよう、住民みんなで育てていかねばならないと考え伺います。</p> <p>①制度を正しく理解し、活用してもらうため広報活動などを強める考えについて。 ②新任、現任の行政担当職員への継続的な研修をどう行なうか ③総合相談窓口と専門的支援機関を設置し法律実務家の活用を。 ④経済的弱者のための後見人等への報酬助成制度を確立する。 特に現在実施されている「成年後見制度利用支援事業」の利用促進と適用範囲の拡大に力を注ぐべきであるが、伺います。 ⑤総合的な後見支援センターの創設を求めます。 ⑥成年被後見人の選挙権の制限の撤廃について。</p>